

改 正 後	改 正 前												
めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分 3 M））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分 3 O））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）及びながすくじらに関する令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月 1 日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第 1 項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第七 （略） 第八 にたりくじら 一 （略） 二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第 1 項第 3 号関係） 法第15条第 1 項第 3 号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：頭） <table><tr><th>大 臣 管 理 区 分</th><th>大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量</th></tr><tr><td>にたりくじら母船式捕鯨業</td><td>133</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 第九～第十一 （略）	大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量	にたりくじら母船式捕鯨業	133	（略）	（略）	めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分 3 M））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分 3 O））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）及びながすくじらに関する令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月 1 日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第 1 項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第七 （略） 第八 にたりくじら 一 （略） 二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第 1 項第 3 号関係） 法第15条第 1 項第 3 号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：頭） <table><tr><th>大 臣 管 理 区 分</th><th>大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量</th></tr><tr><td>にたりくじら母船式捕鯨業</td><td>113</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 第九～第十一 （略）	大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量	にたりくじら母船式捕鯨業	113	（略）	（略）
大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量												
にたりくじら母船式捕鯨業	133												
（略）	（略）												
大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量												
にたりくじら母船式捕鯨業	113												
（略）	（略）												